

2011年3月23日

内閣府特命担当大臣（金融）

自見庄三郎 殿

日本銀行

総裁 白川方明 殿

全国銀行協会

会長 奥 正之 殿

全国信用金庫協会

会長 大前孝治 殿

全国商工団体連合会

会 長 国分 稔

〒171-8575 東京都豊島区目白 2-36-13

電 話 03-3987-4391（代）

Fax 03-3988-0820

e-mail:seisaku@zenshoren.or.jp

「東北地方太平洋沖地震」に係る被災地域住民の

口座振替の「一時停止」の要請

貴職におかれましては、東北地方太平洋沖地震に係る事態に対して、昼夜を分かたぬご尽力に敬意を表します。

「東北地方太平洋沖地震」による東日本の大震災は未曾有の規模・様相を呈し、東京電力・福島原発事故については被害状況の掌握さえも未だ困難な状況です。

被災にあった中小企業者は、家族などの安否確認や救援・支援、被災現場の処理や生活の立ち上げに追われ、既往債務の返済期日が到来していても、返済する資力も余裕もありません。担保・抵当物件が消失するほど甚大な被害をうけているにもかかわらず避難中であるなど、返済猶予等の申立の連絡さえまなまりません。

今、求められているのは命を守ることを優先させ、生活と経営の再建のための手立てを尽くすことです。既に政府は、国税の振替納税の延期、社会保険料の口座振替の一律停止について通知を発出しているところです。

そこで、安否確認もできない被災者が多いという現状をふまえ、公共料金、税・社会保険料をはじめ、取引や借入金の口座振替について、本人意思の確認ができない場合は一律に停止するよう金融機関等への緊急の指示を要請いたします。特にスピード感のある対応をお願いします。

記

- ① 被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）の住民の公共料金、税金・社会保険料の口座振替を当面、一律に停止すること。
- ② 本人の「口座振替」の意思確認を基本とし、確認されたものの振替を再開すること。
- ③ 住宅ローン、事業資金などの借入の返済についても、金融円滑化法にもとづく申立の連絡が困難な場合もあることから、当面、一律に停止し、本人の意思確認を優先すること。

以上